平成２４年（フ）第６８５５号
大阪市淀川区新高２丁目６番45号　ベルク新高606号、前住所大阪府東大阪市西岩田３丁目１番15―717号
債務者　宮本　昌宜
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　暁弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５７号
大阪市淀川区新高２－６－45　ベルク新高606、住民票上の住所大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―1308号
債務者　宮本　長男
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　暁弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９７号
宮崎市大淀２丁目５番６号　コーポコスモス201号
債務者　中神　安代
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１４号
愛知県一宮市笹野字宮西北69番地
債務者　近藤美智雄
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６７４１号
大阪府豊中市上新田２丁目４番60―202号
債務者　吉田　　央
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２６８号
函館市美原１丁目32番23号　ヤマニハウス203号
債務者　菅原　　聡
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３６９号
函館市山の手３丁目59番18号
債務者　一條　勝則
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７５号
北海道亀田郡七飯町大中山２丁目35番５号
債務者　本田　竜也
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２号
函館市陣川町98番地298
債務者　岩谷　順子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１５３号
山口県宇部市大字上宇部211―３ガーデンハイツ上宇部１棟103号、住民票上の住所山口県宇部市大字際波194番地136
債務者　山田美和子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１５７号
山口県宇部市西梶返３丁目11番８―203号、従前の住所山口県宇部市上野中町６番25―105号　東山市営住宅
債務者　重田　昌子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１０３号
三重県志摩市志摩町片田4573番地１、前住所三重県志摩市阿児町鵜方2944番地270
債務者　千葉那智子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
三重県志摩市志摩町和具1537―４、住民票上の住所長野県伊那市西箕輪7987番地１
債務者　山本　　太
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１号
三重県伊勢市岡本２丁目５番57号
債務者　清水　美之
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
山形県東置賜郡高畠町大字馬頭1049番地の１
債務者　沼澤　博幸
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１２７号
山形県米沢市太田町５丁目1571番地の４、前住所山形県米沢市万世町桑山4451番地　プランドール・K―203号室
債務者　高橋　　豊
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１２８号
山形県米沢市万世町桑山2830番地の11、前住所山形県米沢市万世町牛森4210番地
債務者　相田オトク
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
山形地方裁判所米沢支部